

● 国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員退職手当 規程

(平成18年3月28日 05規程第73号)

改正 平成23年3月29日 10規程第 74号

改正 平成25年2月19日 12規程第 44号

改正 平成26年6月 3日 14規程第 01号

改正 平成27年3月 6日 14規程第 53号

改正 平成28年3月29日 15規程第124号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員就業規則（05規程第74号。以下「就業規則」という。）第62条の規定に基づき、就業規則第1条に定める国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に勤務するパーマネント職員（以下「職員」という。）が退職した場合の退職手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合はその遺族）に、法令等で定めるところにより退職手当から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接支給する。

二 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別な事情がある場合はこの限りでない。

三 職員（職員が死亡した場合にはその遺族）が、退職手当の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の額)

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第11条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第12条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額（以下「退職日本給月額」とい

う。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 1 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 2 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 3 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 4 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 5 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 6 31年以上の期間については、1年につき100分の120

二 前項に規定する者のうち、傷病（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）又は死亡によらず、かつ、第15条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者及び就業規則第49条の規定（第4号に係るものを除く。）により解雇された者（以下第12条第5項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 1 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 2 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 3 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 1 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第48条の規定により退職した者
- 2 25年未満の期間勤続し、経営上又は業務上その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者
- 3 25年未満の期間勤続し、第15条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき日に退職した者

二 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（同法第7条第1項第1号に規定する業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用す

る。

三 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 1 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 2 11年以上15年以下の期間については1年につき100分の137.5
- 3 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 1 25年以上勤続し、就業規則第48条の規定により退職した者
- 2 法令等による組織の改廃により退職した者
- 3 第15条の2第5項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 4 労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害により退職した者
- 5 25年以上勤続し、経営上又は業務上やむを得ない事由により解雇された者
- 6 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者
- 7 25年以上勤続し、第15条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

二 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

三 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 1 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 2 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 3 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 4 35年以上の期間については1年につき100分の105

(本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定(給与規程の改定により本給月額が改定された場合において、当該給与規程の改定により、当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」

という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前本給月額」という。)が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

1 その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち、最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

2 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 前号により計算した基本額の特定減額前本給月額に対する割合

二 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第15条第1項に規定する国家公務員等の職員若しくは役員として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第14条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第20条の2第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合若しくは第16条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、役員、地方公務員、第15条第1項に規定する国家公務員等の職員又は役員となったときは当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

1 職員として引き続いた期間

2 第15条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

3 第15条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第8条 第5条第1項第3号及び第6条第1項(第1号を除く。)に規定する者のうち、

就業規則第48条に規定する定年から15年を減じた年齢に達する日の属する事業年度（以下「年度」という。）の初日から定年に達する日の属する年度の初日の前日までの間に退職した者であって、その勤続期間が20年以上であるものに対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項及び第6条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第2号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第7条第1項第2号ロ	前号により計算した基本額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 前項の規定により読み替えて適用する、退職日本給月額又は特定減額前本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額は、当該退職日本給月額又は特定減額前本給月額に100分の45を乗じて得た額を超えないものとする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第10条 第7条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 1 60以上 特定減額前本給月額に60を乗じて得た額
- 2 60未満 特定減額前本給月額に第7条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第11条 第8条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	第4条から第6条まで	前条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第6条の
第10条	第7条第1項の	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項の

	同項第2号ロ	第8条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第10条第1号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第10条第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	第7条第1項第2号ロ	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項第2号ロ
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第8条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

二 前項の規定により読み替えて適用する、退職日本給月額又は特定減額前本給月額に定年と退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額は、当該退職日本給月額又は特定減額前本給月額に100分の45を乗じて得た額を超えないものとする。

(退職手当の調整額)

第12条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基

礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第30条第1項に規定する専従休職者であった期間のある月、同規則第42条第1項の規定による休職（国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員休職規程（05規程第83号）第2条第1号に規定する業務傷病による休職及び通勤傷病による休職並びに就業規則第42条第1項第3号の規定による休職を除く。）の期間のある月及び同規則第57条第4号の規定による出勤停止の期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たないときは、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 1 第1号区分 70,400円
- 2 第2号区分 65,000円
- 3 第3号区分 59,550円
- 4 第4号区分 54,150円
- 5 第5号区分 43,350円
- 6 第6号区分 32,500円
- 7 第7号区分 27,100円
- 8 第8号区分 21,700円
- 9 第9号区分 0

二 前項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- 1 就業規則第30条第1項に規定する専従休職者であったため、現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 当該休職月等
- 2 前号以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月にあつては、職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等。退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては、当該休職月等。

三 退職した者の基礎在職期間に第7条第2項第2号及び第3号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第1項及び次項の適用については、その者は別に定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間にお

いて当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- 1 職員として引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- 2 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が別に定めるものであったときは、別に定める職務に従事する職員）

四 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第イ又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は当該各月においてこれらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

五 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 1 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 2 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- 3 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 4 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

六 第4項（第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

七 調整月数のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（退職手当の額に係る特例）

第13条 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給の月額に当該各号に定める割合を乗じ

て得た額に満たないときは、第3条、第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 1 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 2 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 3 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 4 勤続期間3年以上の者 100分の540

二 前項の「基本給の月額」とは職員が受ける給与規程に規定する本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当又は研究員調整手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第14条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は職員としての引き続いた在職期間による。

二 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

三 職員が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職等の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職した者とみなす。

四 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1（就業規則第30条第1項に規定する専従休職者であった期間にあってはその月数）に相当する月数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

五 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項のうち傷病又は死亡による退職に係る部分、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1日以上1年未満）の場合には、これを1年とする。

六 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算)

第15条 職員のうち、理事長の要請により引き続いて国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）、地方公共団体、

(退職手当に関する条例等において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に使用される者としての勤続期間を通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法（昭和28年法

律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

二 国家公務員等が国等の機関の要請に応じて引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

三 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については第14条の規定を準用する。

四 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第15条の2 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、就業規則第48条に規定する定年から15年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日の前日までの間に退職する職員を対象として行う募集

2 組織の改廃又は事業所等(国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程(04規程第3号)第193条第1項に規定する事業所及び同条第2項に規定する施設等をいう。以下同じ。)の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事業所等に属する職員を対象として行う募集

二 理事長は、前項の規定による募集(以下この条において「募集」という。)を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって次の各号に定めるものを記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

1 第1項の規定による募集の対象となるべき職員の範囲

2 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

3 第3項の規定による応募(以下この条において「応募」という。)又は応募の取下げに係る手続

- 4 第6項の規定による通知の予定時期
 - 5 募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この号において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間を満了させようとする場合には、当該応募上限数
 - 6 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - 7 募集実施要項に募集の期間を記載するときにはその開始及び終了の年月日時
- 三 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- 1 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 2 就業規則第57条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 四 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、理事長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 五 理事長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を、当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- 1 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - 2 応募者が応募をした後、就業規則第57条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けた場合
 - 3 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが機構の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 4 応募者を引き続き職務に従事させることが機構の業務の能率的運営を確保し、又

は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

六 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

七 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

八 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

1 第16条第1項各号のいずれか又は同条第6項の規定に該当するに至ったとき。

2 第16条第2項若しくは第3項又は同条第5項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

3 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

4 就業規則第57条各号の規定による懲戒処分（懲戒解雇処分、諭旨解雇処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けたとき。

5 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

九 理事長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が前項第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより機構の業務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、機構の業務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

十 理事長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

（退職手当の支給制限）

第16条 次の各号の一に該当する場合には、当該退職については、原則として退職手当は支給しない。

1 就業規則第49条第6号の規定により解雇された場合

2 就業規則第57条第1号の規定により懲戒解雇された場合

二 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、当該退職については退職手当を支給しない。

三 職員が、引き続いて国家公務員等となり、当該国家公務員等に係る機関（以下この項において「機関」という。）に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該機関の退職手当に関する法令等によりその者の当該機関における国家公務員等としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

四 出向契約に基づき採用された職員が当該出向元機関へ復帰のため退職するときの取扱いについては、出向契約に定めるところによる。

五 出向規程第2条第2項第3号の規定に基づく退職については、退職手当を支給しない。

六 職員が、就業規則第57条第2項の規定により諭旨退職したときは、退職手当の一部を支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

第17条 第2条に規定する遺族とは次の各号に掲げる者とする。

1 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

2 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

3 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

4 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

二 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

三 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

（遺族からの排除）

第18条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

1 職員を故意に死亡させた者

2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる

先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第19条 削除

(退職手当の支給の支払の差止め)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

1 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る支払差止処分を行うことができる。

1 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は機構がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが機構に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

2 機構が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分又は諭旨退職処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

三 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職に係る支払差止処分を行うことができる。

四 機構は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合であって、次の

各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- 3 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

五 機構は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合であつて、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

六 前2項の規定は、機構が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

七 機構は、支払差止処分を行うときは、その理由を付した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

八 機構は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の住所が知れないときは、当該処分を受けるべき者の最新の通勤届（情報通信研究機構通勤手当支給細則（05細則第8号）第3条に規定する通勤届をいう。）の住所に当該書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2週間を経過した日に到達したものとみなす。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条の2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手

当の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第16条第1項又は第6項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

1 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

2 機構が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

二 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族) が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、第16条第1項又は第6項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

三 機構は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

四 前条第7項及び第8項の規程は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

五 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、第16条第1項又は第6項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

二 前条第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

三 機構は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

四 第20条第7項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第21条の2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、第20条の2第1項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項又は第6項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

二 第20条第7項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条の3 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、機構が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、機構は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

二 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第3項又は前条第2項の規定による意見の聴取の実施に係る通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項及び第4項に規定する場合を除く。)は、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

三 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合

(第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

四 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

五 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項又は第6項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

六 第20条第7項及び第21条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(懲戒審査委員会への諮問)

第21条の4 機構は、第20条の2第1項若しくは第2項、第21条第1項、第21条の2第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を行おうとするときは、国立研究開発法人情報通信研究機構懲戒規程(05規程第89号)第16条に規定する懲戒審査委員会に諮問しなければならない。

(端数の処理)

第22条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第23条 退職手当の支給手続その他、この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(承継職員の特例)

第2条 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成18年法律第21号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定により職員となった者（以下「承継職員」という。）の第15条に規定する職員として引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第3条 承継職員が引き続き職員として在職した後退職し、引き続き国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合は、その退職については退職手当を支給しない。

第4条 この規定の施行日前に、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の第14条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間の計算については、第15条第1項の規定を準用する。

第5条 承継職員のうち、改正法施行の日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得するまでに機構を退職したものであって、その退職した日までに従前の機構の職員として在職したとしたならば国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(経過措置)

第6条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第8条までの規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第13条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6条」とする。

第7条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第7条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第8条 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6条の規定の例により計算して得られる額とする。

第9条 当分の間、42年を越える期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に

該当する退職をした者に対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第6条の規定の例により計算して得られる額とする。

第10条 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢が満48歳から満51歳である者に対する第5条第1項又は第6条第1項の適用については、第5条第1項第1号中、「100分の125」とあるのを、「100分の225」と、第6条第1項第1号中「100分の150」とあるのを、「100分の250」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

二 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢が満52歳から満55歳である者に対する第5条第1項又は第6条第1項の適用については、第5条第1項第1号中、「100分の125」とあるのを、「100分の175」と、第6条第1項第1号中「100分の150」とあるのを、「100分の200」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

三 前2項の規定を適用して得られた退職手当の基本額が、前2項の規定がないものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第6条の規定に該当する退職をしたものとした場合の退職手当の基本額を超えることとなる場合には、前2項の規定にかかわらず、その者の勤続期間を35年として、前2項の規定がないものとした場合の第6条の規定に該当する退職をした者として取り扱うものとする。

第11条 退職した者の基礎在職期間中に本給月額が減額改定によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする給与規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第13条に規定する職員の基本給の月額に含まれる本給の月額については、この限りでない。

第12条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号（以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定を準用した場合における職員の区分に応じ該当する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後に退職することによりこの規程の適用を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者

が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として改正法が施行される前の国家公務員退職手当法（以下「旧法」という。）の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものにあっては、その者が旧法第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧法附則第21項の規定の例により計算して得られる額）に100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で傷病（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務上の負傷を除く。）により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、この規程により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

附 則（平成23年3月29日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間において、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢が満48歳から満51歳である者に対する第5条第1項又は第6条第1項の適用については、第5条第1項第1号中、「100分の125」とあるのを、「100分の225」と、第6条第1項第1号中「100分の150」とあるのを、「100分の250」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

二 前項の規定を適用して得られた退職手当の基本額が、前項の規定がないものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第6条の規定に該当する退職をしたものとした場合の退職手当の基本額を超えることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、その者の勤続期間を35年として、前項の規定がないものとした場合の第6条の規定に該当する退職をした者として取り扱うものとする。

附 則（平成25年2月19日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 附則第6条中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

2 附則第12条中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と「104分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

附 則（平成26年6月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年6月3日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第15条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて退職した者であつて、退職日の属する年度中に到来するその者の誕生日の前日における年齢が満48歳から満51歳である者に対する第5条第1項又は第6条第1項の適用については、第5条第3項第1号中、「100分の125」とあるのを、「100分の225」と、第6条第3項第1号中「100分の150」とあるのを、「100分の250」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

二 前項の規定が適用される者に対する第8条及び第11条の規定の適用については、第8条及び第11条の表に定める割合が「100分の3」とあるのは、「100分の2」と読み替えて適用する。

三 前2項の規定を適用して得られた退職手当の基本額が、前2項の規定がないものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第6条の規定に該当する退職をしたものとした場合の退職手当の基本額を超えることとなる場合には、前2項の規定にかかわらず、その者の勤続期間を35年として、前2項の規定がないものとした場合の第6条の規定に該当する退職をした者として取り扱うものとする。

第3条 附則（平成23年3月29日）第2条は、平成26年6月2日限りその効力を失う。

附 則（平成27年3月6日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第12条第4項関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分

第1号区分	第2号区分から第9号区分によることが著しく不相当と理事長が特に認めるもの
第2号区分	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員でその属する職務の級が11級であったもの 二 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた職員でその職務の級が5級であったもののうち、一般職給与法第10条の2に規定する俸給の特別調整額の区分がI種であったもの 三 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において独立行政法人通信総合研究所給与規程（以下「通信総研給与規程」という。）の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であった職員のうち、通信総研給与規程第7条で規定していた職責手当の区分が1種又は2種であったもの 四 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が11級であったもの 五 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人情報通信研究機構給与規程（以下「旧機構給与規程」という。）の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、旧機構給与規程第7条で規定していた職責手当の区分がI種、II種、III種若しくはIV種であったもの 六 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が11級であったもの 七 前各号に掲げる者に準ずるもの
第3号区分	一 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員でその属する

	<p>職務の級が10級であったもの</p> <p>二 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた職員でその職務の級が5級であったもののうち、一般職給与法第10条の2に規定する俸給の特別調整額の区分がⅡ種であったもの</p> <p>三 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であった職員のうち、通信総研給与規程第7条で規定していた職責手当の区分が3種であったもの</p> <p>四 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>五 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、改正前給与規程第7条で規定していた職責手当の区分がV種又はVI種であったもの</p> <p>六 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第4号区分	<p>一 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>二 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた職員でその職務の級が5級であったもののうち、一般職給与法第10条の2に規定する俸給の特別調整額の区分がⅢ種であったもの</p> <p>三 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であった職員のうち、通信総研給与規程第7条で規定していた職責手当の区分が4種又は5種であったもの</p> <p>四 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその</p>

	<p>属する職務の級が9級であったもの</p> <p>五 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、改正前給与規程第7条で規定していた職責手当の区分がⅦ種又はⅧ種であったもの</p> <p>六 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第5号区分	<p>一 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>二 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた職員でその職務の級が5級であったもの（第2号区分から第4号区分に掲げるものを除く。）</p> <p>三 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもの（第2号区分から第4号区分に掲げるものを除く。）</p> <p>四 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>五 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもの（第2号区分から第4号区分に掲げるものを除く。）</p> <p>五 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が8級であったもの（第2号区分から第4号区分に掲げるものを除く。）</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第6号区分	<p>一 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給</p>

	<p>与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>二 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた職員でその職務の級が4級であったもの</p> <p>三 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>四 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>五 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>六 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>七 前各号に準ずるもの</p>
第7号区分	<p>一 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>二 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>三 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>四 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>六 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が3級であったもの</p>

	<p>五 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧機構給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第8号区分	<p>一 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が5級又は4級であったもの</p> <p>二 平成8年4月から平成18年3月31日までの間において一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が2級であったもの</p> <p>三 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が2級であったもの</p> <p>四 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間において通信総研給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>五 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が2級であったもの</p> <p>六 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において旧給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>七 平成9年6月4日から平成18年3月31日までの間において、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第5条第1項に規定する「第二号任期付研究員」であったもの</p> <p>八 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第9号区分	<p>第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる職員</p>

イ 平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分についての表

<p>第1号区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成18年4月1日以降適用されている国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員給与規程（以下「給与規程」という。）の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が6級であったもの 二 平成28年4月1日以降適用されている国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員給与規程（以下「給与規程」という。）の研究技術職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が6級であったもの 三 平成18年4月1日以降の給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が10級であったもの 四 前各号に掲げる者に準ずるもの
<p>第2号区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成18年4月1日以降の給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、給与規程第8条に規定する職責手当の区分が0-1種、0-2種、I種、II種又はIII種であったもの 二 平成28年4月1日以降の給与規程の研究技術職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、給与規程第8条に規定する職責手当の区分が0-1種、0-2種、I種、II種又はIII種であったもの 三 平成18年4月1日以降の給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が9級であったもの 四 前各号に掲げる者に準ずる者
<p>第3号区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成18年4月1日以降の給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、給与規程第8条に規定する職責手当の区分がIV種又はV種であったもの 二 平成28年4月1日以降の給与規程の研究技術職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、給与規程第8条に規定する職責手当の区分がIV種又はV種であったもの 三 平成18年4月1日以降の給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が8級であったもの

	四 前各号に掲げる者に準ずるもの
第4号区分	<p>一 平成18年4月1日以降の給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、給与規程第8条に規定する職責手当の区分がVI種であったもの</p> <p>二 平成28年4月1日以降の給与規程の研究技術職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもののうち、給与規程第8条に規定する職責手当の区分がVI種であったもの</p> <p>三 平成18年4月1日以降の給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずる者</p>
第5号区分	<p>一 平成18年4月1日以降の給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもの（第2号区分から第4号区分に掲げる者を除く）</p> <p>二 平成28年4月1日以降の給与規程の研究技術職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもの（第2号区分から第4号区分に掲げる者を除く）</p> <p>三 平成18年4月1日以降の給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第6号区分	<p>一 平成18年4月1日以降の給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>二 平成28年4月1日以降の給与規程の研究技術職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>三 平成18年4月1日以降の給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第7号区分	<p>一 平成18年4月1日以降の給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>二 平成28年4月1日以降の給与規程の研究技術職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>三 平成18年4月1日以降の給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が4級であったもの</p>

	四 前各号に掲げる者に準ずるもの
第8号区分	<p>一 平成18年4月1日以降の給与規程の研究職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>二 平成28年4月1日以降の給与規程の研究技術職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>三 平成18年4月1日以降の給与規程の総合職本給表の適用を受けていた職員でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる職員